

令和5年7月18日

秋田県内の豪雨災害により被害を受けられたお客さまへ

このたびの秋田県内の豪雨により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

秋田なまはげ農業協同組合では、被害を受けられた方への貯金払戻し等につきましては、当面、下記のとおりお取り扱いさせていただきますので、お近くの当組合本支店の窓口にご相談ください。

皆さまの一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 貯金通帳・証書・お届けの印鑑等をなくされた場合、お支払いについて状況を踏まえた確認方法で対応いたします。ご本人さまを確認できる書類等（免許証や保険証など）をできる限りお持ちのうえご相談ください。
2. 支払期日の経過した手形・小切手のお取立て、災害の影響で手形・小切手のお支払いができなくなった場合についてもご相談ください。
3. 取扱開始日
令和5年7月18日（火）

以上

秋田なまはげ農業協同組合